

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭のお父さんやお母さんの生活の維持や仕事と家事・育児の両立などを支援するため、次のような制度がありますので、ご利用ください。

母子・父子自立相談

ひとり親家庭の母または父に対して、自立して生活するために必要な情報提供や相談、求職活動などに関する支援をします。

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-85-6208

児童扶養手当・愛知県遺児手当・子ども福祉手当

ひとり親家庭又は父母のいない18歳以下(18歳到達後最初の3月31日まで。児童扶養手当・子ども福祉手当については、一定の障がいがある場合20歳未満まで)の児童を養育している方に手当を支給します。それぞれの制度で支給の条件、所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-85-6201

母子父子寡婦福祉資金の貸付

満20歳未満の児童がいるひとり親家庭や父母のいない家庭、あるいは子が20歳以上になったり、子がいない寡婦に対して経済的な自立を援助するため資金をお貸しします。(県による審査があります。)

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-85-6208

ひとり親家庭等日常生活支援

ひとり親家庭等の保護者が修学・疾病・冠婚葬祭等により、子どもの養育が困難となった場合に、その家庭にヘルパーを派遣して、家事の援助を行います。(所得等に応じて利用料金の負担があります。)

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-85-6229

母子・父子家庭自立支援給付金

◆自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父を対象に、雇用の安定や就職の促進を図るため、必要な職業に関する教育訓練の講座を修了した場合に支給します。

◆高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金

ひとり親家庭の母または父を対象に経済的自立に効果的な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

◆高卒認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の母または父の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための対象講座を受講した場合に、受講開始時と受講修了時、試験合格時に受講費用の一部を支給します。

お問い合わせ先 子ども政策課 ☎0568-85-6208

母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭等で18歳以下(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを扶養している親とお子さん、父母がいない18歳以下のお子さんなどが入院・通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。(所得制限あり)

お問い合わせ先 保険医療年金課 ☎0568-85-6194